

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成23年12月 6 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第36号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 2 議案第38号 愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第39号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 4 議案第40号 愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第41号 愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第42号 愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第43号 市道路線の廃止について
- 日程第 8 議案第44号 市道路線の認定について
- 日程第 9 議案第45号 平成23年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第10 議案第46号 平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第11 議案第47号 平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 議案第48号 平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第13 議案第49号 平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第50号 平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第15 請願第 1 号 子ども医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第16 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	島 田 浩 君
3 番	吉 川 三津子 君	4 番	大 島 一 郎 君
5 番	下 村 一 郎 君	7 番	石 崎 たか子 君
8 番	竹 村 仁 司 君	9 番	鷺 野 聰 明 君
10番	堀 田 清 君	11番	鬼 頭 勝 治 君
12番	岩 間 泰 彦 君	13番	真 野 和 久 君
14番	加 藤 敏 彦 君	15番	日 永 貴 章 君
16番	榎 本 雅 夫 君	17番	加 賀 博 君

18番 大 島 功 君
20番 八 木 一 君
22番 前 田 芙美子 君
24番 中 村 文 子 君

19番 大 宮 吉 満 君
21番 山 岡 幹 雄 君
23番 近 藤 健 一 君

◎欠 席 議 員（1名）

6番 永 井 千 年 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	水 谷 洋 治 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 善 巳 君	教 育 部 長	水 谷 勇 君
市 民 生 活 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	大 島 静 雄 君
消 防 長	横 井 勤 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
税 務 課 長	大 鹿 剛 史 君	保 險 年 金 課 長	石 黒 貞 明 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	伊 藤 浩 幹
書 記	山 田 宗 一		

午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

6番・永井千年議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第36号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

日程第1・議案第36号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第38号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・議案第38号：愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第39号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・議案第39号：愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第40号から日程第6・議案第42号まで（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・議案第40号から日程第6・議案第42号までを一括議題とし、質疑を行いま

す。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○21番（山岡幹雄君）

今回の議案第40号から42号の愛西市東八幡町、西八幡団地、諸桑団地のし尿処理施設の指定管理者の指定について質問させていただきます。

今回の指定管理者選定委員名簿には、当該施設に深い関係のある者与其他市長が必要と認めた者を委員として選定した理由と、以前は役職が記載してございました。また、それぞれ指定管理をされる場合、このように選定委員さんの名簿の様式が今後こういう形の様式にされるのか、お答えください。

あと、今回このし尿処理場の指定管理委員会でどのような意見があったか、お願いします。

○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

委員の選定の理由でございますけれども、今回の選定委員5名のうち、2名について市長が必要と認める委員であります。

選定理由は、農業集落排水、コミプラ運営に見識がある者として、また佐屋、立田、八開、佐織地区のバランス等も考慮し、選定委員の経験のある方4名と市民でコミプラ行政によく理解のある方ということで選定をいたしました。

それから、2点目の指定管理者名簿を変更した理由でございますけれども、この点につきましては、愛西市農業集落排水処理施設等指定管理者選定委員会設置要綱第3条の第1号から第3号に該当する者を市長が任命することとなっておりますので、今回、わかりやすくするために役職より変更させていただいたという経緯がございます。

それから、この様式に今後も変更するののかという御意見でございますけれども、この点につきましては、他の部署もございますので、今後におきましては他の部署の指定管理者選定委員会要綱と整合性がとれるように考えていきたいということで思っております。

それから、委員会での意見等でございますけれども、資料についてございます審査意見以外につきましては、意見は特にはございませんでした。以上でございます。

○21番（山岡幹雄君）

昨年早尾の関係で、指定管理のときに同じ方々が名簿の方としてそれぞれ肩書が書いてございました。ある方は今の愛西市の収納担当部長という記載もありましたし、その前のときは下水道部長と。いろいろな地区の代表者ということでお答えがあったわけですが、実際、今回のこの様式にされた理由というのは、こういう役職の方を省いただけというふうに私は思うんですが、先ほども御答弁がありましたように、ほかの児童館にしても、いろんな指定管理の場合、今後市としてそういう備考欄だけで済まされるのか。今後、それぞれのきちんとあった役職を選ばれるのか、その辺、御返答をお願いします。

○上下水道部長（大島静雄君）

この様式にしたという経緯でございますけれども、先ほども申し上げましたように、設置要綱の第3条の中で、市長が任命するところというのが3でございます。その中の(1)といたしまして、当該施設に深く関係のある者、それから(2)としまして、学識経験を有する者、3点として、その他市長が必要と認める者ということでございまして、この中でこれに合わせるような形におきまして、それぞれ委員さんの当該施設に深く関係ある者、その他市長が必要と認める者という備考欄に記入した経緯がございます。今後につきましては、先ほども申し上げましたように、他の部署、他の要綱等も照らし合わせまして、統一性、整合性を図っていききたいということで考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第40号から42号まで質問させていただきます。

将来的な運営と維持コストの見通しという2点についてお伺いをしたいと思っております。

一つ目は、農業集落排水など今後直営となっていくって、コミプラのみが指定管理者制度が残るのではないかなと思うんですが、今回、この5年の指定期間になっておりますが、その5年にした理由と、それから将来的に直営を考えているのか、そのめどについて御説明をいただきたいと思ひます。

それからあと二つ目に、こういったコミプラの老朽化についてはこの議会の中でも何度かお話があったわけですが、東八幡については平成14年に完成、そして管路工事を含めて総事業費が3億7,500万円、西八幡は平成10年に完成して、総事業費が3億9,000万円、諸桑は平成15年に完成して、総事業費が3億1,500万円というふうにお聞きしております。そして、平成20年の国の通知からすると、建物の耐用年数は50年から18年に変更になって、機械類は7年から5年になったということをお聞きしたわけですが、これは多分市の資産を考える上で、減価償却の観点からそういった変更があったのではないかなというふうにお聞きしておりますけれども、こういった槽の老朽化はかなり早いというふうなお話も聞いております。その中で、この先、維持管理費がどれくらい発生してくるのかという長期的なめどというか、予測というものがどうなっているのか、お聞きしたいと思ひます。

○上下水道部長（大島静雄君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

今回の3施設の指定管理につきましては、当分の間、市への移管を考えていない旨を確認してございます。

また、指定期間でございますけれども、3年から5年に変更した理由につきましては、事務手続上の軽減を図りたいためでございます。なお、指定管理はおおむね3年から5年ということになっておりますので、5年ということでさせていただきました。

2点目の運営につきましては、当面の5年間は各地区ごとの独立採算で運営をしていただく予定をさせていただきます。公共下水道の関係につきましては、先ほども出ておりますように、各

施設の状況をよく把握して、また各地区の管理組合とよく打ち合わせをして進めていきたいということを思っております。何年後ということは申し上げられませんが、先回の議会でも御答弁申し上げておりますように、最終的には公共下水道に接続するような考えを持っております。

3点目の修繕費、補修費等の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、各地区独立採算で運営をしております。市の負担は今のところ考えてはおりません。当面の5年間ぐらいの維持管理費、修繕費等を見込みまして、使用料等の試算をされております。先回も値上げをした区域もございますけれども、今回、東八幡町につきましても、少し前にも値上げをしているのが現状でございます。以上でございます。

○3番（吉川三津子君）

当分の間、市の方への移管は考えていないということですが、その理由ですね、なぜ農排は直営にして、こちらの方は移管しないのか、何らかのメリットがあるのかどうか。以前、私も指定管理者制度という面からいって、やはり民間が担うことによってメリットが出るものについては進めていくべきであって、こういった管理については指定管理者制度というものがなじまないのではないかというお話をさせていただきました。そういった中で、当分の間、市への移管は考えていないという理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、何度もこの問題は発言させていただいてしつこいと思われるかもしれませんが、何年ぐらいをめどに公共下水道につなげていくのかという、そういった長期的目標って何事にも要るのではないかと思います。いろんな施設で長寿化計画のことも議会で取り上げさせていただきましたが、この愛西市全体の公共下水道及びいろんな形態がありますが、そういったものを維持管理費等から考えたり、老朽化から考えたら、こうしなければならなくなるだろうといった長期的な目標がないというのはちょっといかがなものかと思いますが、その辺、長期的な計画というものをもちなのか、それともないからつくろうとしているのか、それとも全くつくることがないのか、その辺、お伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（大島静雄君）

1点目のこちらの方へ入れるかどうかという関係を含めて、メリットがあるかどうかという件でございますけれども、この関係につきましては、先ほども言うておりますように、各地区の管理組合で当面の間やっていきますよということになっております。ただ、合併以前の17年2月に、東八幡町、西八幡団地、諸桑団地の役員さん等がやられまして、そのときに、コミプラの将来ということで検討されております。その中で各施設の耐用年数、機械、上屋、それぞれ先ほども出ておりますようにいろんな年数がございます。その中で協議されたのは、おおむね30年後に接続をしようということで話をされております。また、そのためには無駄な投資、いろんな面も考慮しながら、5年ごとの検証をしながら、利用料金の設定をしながら、この年度に向けてそれまでやっていこうということで協議をされた経緯がございます。

そのために、こちらとしては今のところ、大きな工事につきましては手助けをするという面も出てくるかもわかりませんが、維持管理費で補える点につきましては管理組合の方で

行っていただくということを考えております。

2点目の長期的な関係でございますけれども、やはり集落排水、いろんな公共下水道、それぞれ思っておりますけれども、長期的に考えるということではなく、5年スパンで考えていきたいと考えております。従来より御答弁申し上げておりますように、5年の検証をしながら、料金の設定等いろんな関係をまとめていきたいということで思っております。

なお、皆さん方御存じのように、今回、この指定管理を5年と申し上げております。先回るときに、指定管理から、今度4月1日から市へ移管されるのも5年を検証しながらやっていくよということにしてございます。ですから、3年から5年の間にどのように変わるかちょっとわかりませんが、同じような土台に乗せて、そのような考えをどういうふうにするかということを検討していきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

14番・加藤敏彦議員。

○14番（加藤敏彦君）

先ほど山岡議員の質問で、指定管理者選定委員の名簿についての質問がありましたけれども、資料ですので、できるだけ住民の立場からわかりやすい資料をつくっていただきたいと思えます。このように当該施設に深く関係のある方と、どのような関係かということをもた新たに聞かなければいけないので、どういう枠での委員かということと同時に、どういう関係で選出されているか、わかる形でつくっていただく方がベターだというふうに考えますので、お願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第7・議案第43号（質疑）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第7・議案第43号：市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

**○5番（下村一郎君）**

議案第43号：市道路線の廃止についてお尋ねします。

この議案は、市道2176号線の一部を物流会社に払い下げるための市道の廃止提案でございますが、払い下げに至った理由、また払い下げの基準、払い下げの単価などをお聞かせいただきたいと思えます。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

下村議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず払い下げの理由でございますが、最後のところで物流施設が建設されまして、道路の反

対側に駐車場も建設をされたということで、この駐車場と物流施設との間の荷物の運搬等でトラックが出入りをするという中で、一般の交通にも危険が及ぶのではないかとというようなことで、この物流施設の会社の方から荷物の搬出についてもスムーズにできるように申請がございました。そして市としましては、現地を調査した結果、将来的にも支障はないのではないかとということで払い下げをするということに予定をさせていただいたものでございます。

それから、払い下げの基準でございますが、愛西市普通財産売り払い要綱がございまして、これに基づいて進めさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それと、単価につきましては、愛西市公共用地等の取得費に関する規則に準じまして、その中で、市街化調整区域の佐屋、佐織地区の宅地単価を採用しまして、当該敷地が国道に面していることから、加算額5%の2万9,610円を単価として定めさせていただきましたので、よろしくお願いたします。以上でございます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○3番（吉川三津子君）**

議案第43号：市道路線の廃止について質問させていただきます。

この物流と駐車場の間の道路ということなんですけれども、これは同時につくられたものなのか。もしかして同時につくられたものならば、なぜそのときにそういった売却云々の話が出なかったのかお伺いしたいのと、それぞれの面積がどれぐらいあるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、この道路を廃止するということになると、市民の利便性の問題が出てくると思いますが、現地調査をされたということですので、どのような現地調査をされたのか、お伺いをしたいと思います。

それからもう1点、道路をつけかえるのか、売却するのかというところの判断ですね、その辺について市の考え方が一貫していないのではないかなということを感じています。それはアズパーク、今ヨシヅヤの用地になっておりますけれども、あそこの中には十文字に市道があったわけですね。それは売却ではなく、つけかえという形で処理がされております。本来、一括でその地域を使うならばきちんと売却して、仕事上、周辺の道路の拡幅はその物流会社にお金を出していただいですべきだというふうに考えておりますけれども、当時、つけかえという形で処理された事例もあるわけです。その辺、どういったルールのもと、つけかえをするのか、売却をするのかの判断はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

それでは、吉川三津子議員の質問にお答えをさせていただきます。

物流施設と駐車場は同時かということですが、物流施設の方については、開発の許可が20年7月17日におりております。そして、駐車場の方につきましては22年4月16日に、こちらは農地転用だけだもんですから、農地転用の許可がおりてございまして、同時ではございませんので、よろしくお願をします。

それから、市民に影響はないのかということにつきましては、北側にすぐに国道に出られるアクセス道路もございます。信号機もございます。そして、この払い下げるところについては、国道155号線に出るところが左折しかできないという状況もございまして、市民の方についてもこの道路を通られるということは少ないんじゃないかということで、影響もないだろうということ、そして将来的にも支障はないだろうというようなことで、今回、払い下げをするということに至ったわけでございます。

そして、現地調査をしてどうかということですが、同じように現地調査をして、そういうふうに判断をさせていただいたというものでございます。

あと、つけかえか払い下げかということに関しましては、その時々状況に応じまして検討をさせていただくということになろうかと思えます。斎場のところについては、物流の大規模なものができるということで、道路の拡幅というような形でつけかえをさせていただいたということもございますが、今回については、北側にもアクセス道路があって、すぐ信号機がありまして155号線に出られるということで、払い下げという判断をさせていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

面積でございますが、建物の方が5,919.10平米、駐車場側が2,643平米でございます。以上でございます。

### ○3番（吉川三津子君）

払い下げか売却かのルールがその都度というお話なんですけれども、やはりその辺についてはある程度統一的な意見を市としてお持ちになるべきではないかなということを感じております。

アズパークの件ですけれども、ずっと物流センターをつくるということで、斎場の北側の道路だと、市の方が用地を出して道路を拡幅する、そしてアズパークの方も出して拡幅するというお話でしたが、実際はこの中に市道があって、それがつけかえという形になっているわけで、本来、物流のお仕事をされる上で必要な道路拡幅ですので、内部の道路はやはり市として資産の売却をして、物流の責任でもって物流整備をしてもらうということが必要ではないかというふうに思います。この点については窓口でもちょっとお話をしたことがございますので、ぜひ内部的にこういった考え方について、その都度ではなく、統一的な考えを持つ必要があると思えますが、答弁は求めませんが、その点について考えていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

### ○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第44号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第44号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。
通告に従い、発言を許可いたします。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第44号：市道路線の認定についてお伺いをしたいと思います。

幾つか市道認定が、この時期になると毎年出てくるわけですが、この後、認定されている道路で工事が伴ってくるものはどの路線なのか、お伺いをしたいと思います。

それから2364号線について、新規の路線という説明があったわけなんですけれども、どのような利便性が発生するのかなということ、ちょっと現場にも行ってきたんですけれども、どのような利便性が発生するという判断をされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、かなり寄附というものも出てきているわけなんですけれども、寄附をお受けになる際の要件、こういった要件が整っていないと寄附は受け付けませんか、そういったものがありましたら教えていただきたいと思います。以上です。

○経済建設部長（加藤善巳君）

それではお答えさせていただきます。

まず、支出が伴う路線はどこかということですが、新規路線の市道の2364号線でございます。そして、この2364号線でございますが、利便性がどのように発生するのかということですが、この路線につきましては合併前からの引き継ぎ路線となっておりまして、現在、南側の道路が行きどまりの状態でございます、これを延長しまして北側の道路と結ぶことにより、住民の日常生活に寄与するであろうというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、寄附採納の要件についてでございますが、主なものを申し上げます。道路の一方が公道に接していること、排水施設が設置されていること、路面が舗装されていること、道路の土地及び附帯する工作物は市に所有権移転できるものであること、土地に所有権以外の権利が存在しないこと、そして境界が明確かつ必要な場所に設置されていること等が主な要件になっておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○3番（吉川三津子君）

今回、2364号線が新規ということなんですけれども、旧155号線からインターへの通り抜けで団地の中を通り抜けられるようになってしまうのではないかなという不安の声がかなり寄せられています。南側が行きどまりだというお話があったんですけれども、あそこから団地の中を抜けてインターに行くとかかなり近道になるということで、そんな不安の声も出てきております。そういった方々へきちんとした説明を求めたいので、それは要望ですので、またお話をさせていただきたいと思います。

それから、こういった市道認定について、大規模に農業をやっている方から、市道認定をされると、かえって農業がしにくいんだというようなお話も今届いているわけです。市道認定されることによってさくがつくられたりとか、側溝が生けられたりとかということで、大きな農業用の機械が入りにくいということで、そんな御意見も届いているわけですが、こう

いった市道認定することによって、そういった工事が発生したとき、隣接する農業従事者、またそこを借りていらっしゃる農業従事者の方に十分な説明がされているのか、されていないなら、これからぜひお願いしたいと思いますが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○経済建設部長（加藤善巳君）

新しく市道路線として認定するところについては、総代さん等からも要望も出てきますし、開発等で寄附されたところについては、こちらから総代さん等にもお話をさせていただいておるという状況でございますので、総代さんからの要望が出ているところについては、当然その町内の中で話し合いが行われた状態で要望が出されているというふうに理解をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・議案第45号（質疑）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第9・議案第45号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○8番（竹村仁司君）**

議案第45号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

歳出の方で、14ページの総務費、1項13目ふるさとづくり事業推進費、19節負担金、補助金及び交付金ですが、ふるさとづくり事業推進助成金とのことで、各町内からの要請によるものと聞いておりますが、現在の届け出件数と総額がわかれば教えていただきたいと思います。また、数点でも結構ですので、具体的な町内から出ている例をお伺いいたします。

また、このふるさとづくり事業推進助成金について、市のホームページの中ではちょっと私は見つけることができなかつたんですが、市民あるいは町内会の方はどこでこの助成金について知ることができるのか、お伺いします。

2点目に、18ページの3款民生費、1項2目老人福祉費、13節委託料、18節備品購入費に係る地域包括サブセンターに関してですが、佐屋保健センター内に設置のことと聞いておりますが、この包括サブセンターの人員、専門職の有無をお伺いするとともに、佐織支所にあります地域包括センターとの役割分担、区域分担、連携方法等、また庁舎統合後の地域包括センターはどのような形になるのか、現時点でわかる限りお伺いしたいと思います。

**○総務部長（石原 光君）**

それでは私の方から、まず第1点目のふるさとづくり事業の関係についてお答えをさせていただきたいと思えます。

11月30日の時点で、一応整理をさせていただいた数字についてお話をさせていただきたいと思えます。11月30日現在で、各自治会の方から出てきました助成額の合計が2,497万2,000円、当初予算に2,000万円計上させていただいておったところですがけれども、不足を生じることがあって、今回1,000万円の追加をお願いするという内容でございます。

そして、11月30日現在での申請件数は、74件が現時点で件数として上がってきております。そして、先ほど申し上げました2,497万2,000円の内訳につきましては、要綱に定めております集会所、あるいは公民館の施設の建設に500万円の要望が出ております。それから、施設の修繕関係で1,281万9,000円、町内会の祭り等に使用する神楽・太鼓の購入、あるいは修理、これに要する助成額が297万8,000円、それから町内会のイベント、これは祭り等の関係のイベントでございますけれども、それに対する助成額が243万5,000円、トータルとしまして2,497万2,000円、74件ということでございます。

それから、周知をどうしているかというお話でございますけれども、私どもは毎年4月に第1回の総代会を開催しますけれども、そこで、このふるさと事業の要綱と中身、助成額、それから要綱上対象となる例、対象とならない例的なものを各総代さんの方にきちっと書いたものをお渡しさせていただきまして、そこで御説明をさせていただいて周知を図っているのが現状でございます。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、包括支援サブセンターの件でございますが、人員といたしましては、主任介護支援専門員、介護支援専門員、保健師、それから社会福祉士を配置する予定をいたしております。ただ、社会福祉士につきましては非常勤という形になります。

それから、包括センターとの比較でございますが、高齢者の相談業務、あるいは権利擁護事業、介護予防ケアプランの作成など個々の高齢者の事案に対しては、佐屋・立田地区につきましては佐屋のサブセンターの方で受け持ちまして、佐織・八開地区は佐織センターが受け持つという地区割りにする予定をしております。それ以外に介護予防事業、それから介護予防対象者の把握事業、こういった全体的、全市的にかかわるような事業につきましては、佐織の包括支援センターで実施する予定をいたしております。

それから、庁舎統合後の関係でございますけれども、本庁舎に主のセンターを置きまして、まだどこということは決まっておりますけれども、佐織地区の方に佐織・八開地区のサブセンターをとというような考えでおります。以上でございます。

#### ○8番（竹村仁司君）

すみません、2点ほど再質問させていただくんですが、最初のふるさとづくり事業推進助成金についてですが、総代会で説明をされるということですが、総代さんも毎年変わられる地域もありますし、長年やられている地域もあると思うんですが、総代さんの裁量によってそういった助成金を使って何かまちづくりをやらうと言われる方もあれば、やられない方もあるとい

うことが起きるのではないかと思うんですが、その点もう少し、そういったまちづくり、町おこしといいますか、そういったことにそういった助成金があるということを、総代さんがどこまで伝えるかということにもなるかと思いますが、市民の方にも知らせることができた方がいいのではないかというふうに思いますので、その点についてお伺いをします。

それからもう1点、地域包括サブセンターの件ですが、こちらに関しては、今後、地域包括センターのあり方ということで、現在、国政の中で地域包括ケアシステムということで、地域包括センターが拠点となって、医療・介護の分野だけではなくて、いろんな部分で包括的に見ていくというようなことも構想の中ではあるようですけれども、これは質問でなくて要望ということですが、サブセンターをつくられて、施設とか備品とかかかると思うんですが、そういったことで無駄のないような形で、また庁舎統合後にまかれる、サブセンターが佐織の方になるということになるかと思いますが、その辺のところはいろいろ協議の方をしっかりとお願いをしたいなというふうに思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

2点目の市民の皆さんの末端まで知らせる方法はないかという御質問でございますけれども、その中に総代さん個人の裁量というようなお話もございましたけれども、私どもはそういったようなとらえ方はしておりません。毎年毎年総代会の場できちっとお話を申し上げ、趣旨を説明し、末端までおつなぎくださいというお話も申し上げておりますし、当然、やられるところ、やられないところ、それは地域性もありますし、地域の祭りごとも当然違うと思っております。ですから、そういった観点において、当然、地元の総意という形の中で上げていただいているものというふうに理解をしております。

そして、確かにおっしゃるとおり、末端までということになると、ホームページという手法もありますけれども、ただホームページも、じゃあそれで市民の方の末端まで行くのかという部分もありますので、これは一度検討したいなというふうに思っています。ただ、スタンスとしては、毎回総代会を通じて、毎年総代さんの方へ繰り返し周知を図っておりますので、そういった形については今後も続けていきたいというふうに考えております。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、12番・岩間泰彦議員、どうぞ。

#### ○12番（岩間泰彦君）

では、一般会計補正予算の土木費、委託料について一つだけ質問いたしますが、その前に、訴訟は経験した人しかわかりませんが、事務方というか、かかわり合いのあった担当部門、篠田部長を初め担当課長、担当した方々のおかげで勝訴となったのであり、その労をねぎらいたいと思います。弁護士はあくまでも代理人であり、本当に御苦労さまでございました。

さて、本題に入りますが、22ページの8款土木費、13委託料210万円の訴訟弁護士委託料について、三つほど質問いたします。

一つは、210万円は成功報酬かどうかということでございます。着手料から訴訟が始まり、総額でかかった訴訟弁護士費用は幾らか、お答えください。

関連いたしまして二つ目は、市総合斎苑市道整備訴訟は、確認でございますが、期間はどれほどかかったのか。その間の裁判回数は何回か、お答えいただきたいと思ひます。

関連して三つ目は、判決内容について、原告の請求を棄却した主文に言うところの訴訟費用の原告負担とは、弁護士費用は入らないと思ひますが、その点について説明をいただきたいし、また訴訟費用は幾らなのか、お答えをいただきたいと思ひます。判決の理由の中で、勝訴した要点につきまして簡単に説明をあわせてお願いいたします。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、岩間議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず210万円についてでございますが、これは裁判の勝訴に伴う報酬金でございます。そして、弁護士費用は幾らかということでございますが、着手金が105万円、そして今回の報酬金210万円の計315万円でございます。ただ、実費として5万円をお支払いさせていただいておりますが、これについては交通費等ということで、後で精算ということになっておりまして、まだ精算中でございますので、金額はまだ確定しておりませんので、よろしくお願ひをいたします。

そして、2点目の訴訟期間はということでございますが、訴訟が平成21年8月7日に起こされまして、第1回目の裁判が21年10月14日に始まりまして、結審が23年7月28日ということで、計14回行われました。そして、判決が平成23年10月27日ということでございますが、かかった年数につきましては、2年と3ヵ月ぐらいになるかと思ひます。

そして、3点目の原告負担の訴訟費用はということでございますが、これは裁判所にお支払いをする経費だということをお聞ひしておりまして、これについて弁護士事務所にお尋ねしたところ、まだ確定手続が終わっていないということで、現時点ではまだわからないということでございますので、よろしくお願ひします。

それから、判決の要点ということでございますが、主文については、原告らの請求をいずれも棄却する。そして、訴訟費用は原告らの負担とするということになっておりまして、要点につきましては、判決文では、2万平米を下回る斎場建設予定地を農用地区域から除外する農用地利用計画による農振計画の変更について、愛知県知事の了承及び同意がされていることや、予定地及び道路敷地も含めて、農用地利用計画の変更手続が実施済みであることが認められ、市の対応は農振法の趣旨を逸脱する違法な行為ではない。また、道路工事については周辺道路が未整備である状況を踏まえ、地元要望や周辺地域の道路整備状況や交通事情、地域住民の生活上の支障、利便性等も含めた地域事情等を総合的に考慮して道路工事が必要なものとして工事を実施した愛西市の判断には裁量権の範囲の逸脱または乱用があるとは認められない。したがって、本件道路工事が違法である旨の原告らの主張は採用することができないということが判決内容となっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、21番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○21番（山岡幹雄君）

議案第45号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第3号）の3款民生費、3項生活保護費、2目生活扶助費についてお尋ねさせていただきます。

今回、増額の補正を組まれたわけですが、生活保護の受給者がふえたということだと思いますが、受給者の人数と60歳未満の人数を教えてください。

あと、1人当たりの金額が一律であるのか、なければ、最高と最低の金額を教えてください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

生活保護の9月時点でございますが、全世帯で206名の受給者がございます。そのうち60歳未満につきましては、19歳以下の子供さんが26人、20歳から29歳が3人、30歳から39歳で14人、40歳から49歳で16人、50歳から59歳で23人、合計82名ということになっております。

それから、1人当たりの金額でございますけれども、これはそれぞれの対象によりまして、1人幾らという部分と家庭生活全体で幾らという部分と、それから家賃等がありますと、家賃等も基準額の範囲内で生活保護費の中で見ることができますので、そういったものを含めまして計算をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○21番（山岡幹雄君）**

ありがとうございました。

再質問をまた2点ほど。まず、若い方が数人お見えになるわけでございますが、今後、そういう方々の対策を市の方ほどのように考えてみえるかと。あと、ちょっと私も調べさせていただいたんですが、受給される金額でございますが、先日、職員の方も人事院勧告によって減額されていると思いますが、この生活保護費で数十年来、多分変わっていないと思うんですけど、その金額の今後の対策、これは経済的に低下しております。生活保護者に関してはいろいろ援助しなければならないと思いますが、一般の年金受給者と生活保護者の比較をさせていただきますと、保険とかいろいろな面で控除がいっぱいされております。その関係で、今後、市として生活保護受給者の減額を考えてみえるかどうか、その辺、お答えください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

若い方につきましては、もともとこういった生活保護になられる理由が、病気とか障害によって就労ができなくなってというようなケースが多いわけでございますけれども、治療が済みましたら、就労指導を私どもがさせていただきますして、ハローワーク等との協力をいただきまして、できるだけ仕事についていただく方向で指導はさせていただきますして、現に今年度につきましても、2名ほどそういった就労で自立生活ができるようになったということで廃止をさせていただきますしておるケースもございますので、引き続きそういった指導はさせていただきますして思っております。

それから、保護費の関係でございますけれども、こちらにつきましては補足の原則がございまして、収入を得ていただいている部分につきましては、例えば年金があれば年金の収入もそうなんですけれども、そういったものを基準額から差し引いて保護費をお支払いすることになっておるわけでございますが、この基準額につきましては、毎年国の方から数字が示されてきて、それに基づいて私どもの方で、先ほど言いましたように、個々の状況に合わせまして計

算をさせていただくというものでございまして、市独自で減額とかそういったことは今のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

**○5番（下村一郎君）**

最初に、地方交付税の増額についてお尋ねします。ページは8ページになります。歳入の方です。

今年度、せんだっての説明では、地方交付税が最終的に確定をして、その差額分を計上したということでございました。これをずうっとさかのぼって見てみましたら、19年度は約40億円、20年度は43億円、21年度は45億円、22年度は50億円、そして23年度は54億円というように地方交付税がふえてきております。ふえるということはありがたいことではありますが、ふえるに至っては何らかの理由があるかと思えます。その理由をお聞かせください。

さらに今年度の場合、臨時財政対策債が11億円予算化されております。この地方交付税の増額については、過去のこの起債の元利についての手当ても入っているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目に、ふるさとづくり事業推進補助金の増額についてお尋ねします。

先ほど御質問がありましたので、それを省きまして、具体的な点でお伺いしたいと思います。

地域の集会所を避難場所にしてほしいというような声がございますが、鉄筋づくりの場合は、耐震調査は市では行ってくれません。もちろん耐震補強もそうでございますけれども、このふるさとづくり事業推進補助金がこれらについての対象として援助を受けられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、先ほど生活保護費の関係についての御質問がありましたので、重複を避けて質問したいと思います。生活保護費が徐々にふえてきているというふうに感じます。都市部では急激にふえているというように聞いておりますけれども、愛西市の場合は、現在の増加状況についてどう見ておられるのか、またどのような方々がふえているのか、近年の状況についてお聞かせいただきたいと思えます。以上です。

**○企画部長（山田喜久男君）**

下村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、私の方から地方交付税の関係でございまして、前もって少しお断りしたのは、今回補正予算で上げさせていただいた額は、地方交付税のうち普通交付税の額の確定によりということで御理解を賜りたいというふうに思っています。

増額になっていく理由はということでございまして、交付税の増額になる要因の一つとしまして、国の施策によりまして、議員も御承知かもわかりませんが、平成13年から財源不足を補う分としまして臨時財政対策債が時限立法で成立しました。それが今日に至るまで延長、延長で来ているのが事実でございまして、その臨時財政対策債に係ります元利償還額を今の交付税で100%見ますということでありまして、臨時財政対策債を借りて償還に充てる分に

については毎年ふえていくということになるかと思えます。

そしてもう一つは、合併した市町村皆一緒だと思いますけれども、合併特例債での元利償還額につきましても、御存じのように7割が交付税措置されますので、この分については交付税額としてはふえていくということでございます。その点、御理解をいただきたいと思えます。

それともう1点は、増額の要因としまして、各年度年度で違いますけれども、国の方で特別枠というのをここ数年来設けてきております。主な特別枠としましては、20年の地方再生対策債ですとか、地方雇用創出推進費とか、そういったものがございますけれども、この特別枠の中に平成22年度に大きな金額がございました。これはリーマンショックに基づく各地方の財源不足を補うために国が手当てをしてくれたものでございます。これが今年度についても引き継がれておりますので、大きな金額となったというのが主な理由でございます。

それで、先ほど臨時財政対策債は入っているかということでございます。当然、先ほどの答弁のように元利償還分については地方交付税の対象となりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それではふるさとづくりの関係で、議員の方から、公民館、集会所の耐震調査、耐震補強は助成金の対象にならないかという御質問でございますけれども、現時点でのふるさと事業の趣旨、これは要綱上での話になりますけれども、先ほど御質問がございました耐震診断、耐震改修という項目については、今の要綱では対象としていないというのが現状でございます。ただ、集会所の改修という部分は、当然、現建築基準法に準拠しているものでございますので、その中に耐震が含まれているものがあれば、これは集会所の改修、あるいは公民館の改修、修繕というとらえ方の中で助成対象としているのが現状でございます。よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

生活保護の状況でございますが、過去からの推移を申し上げますと、平成20年度は111世帯、平成21年度は120世帯、平成22年度は139世帯、平成23年9月時点では151世帯ということで、年々増加傾向にあるところでございます。現在も相談件数等を抱えた状況でございますので、年度末までにはもう少しふえるのではないかなというように、今回補正をお願いしたものでございます。

先ほども御指摘がありましたように、都市部で急激にふえているというようなことでございますが、やはりリーマンショック等の影響による都市部としてはそういった状況があるかなというふうに思っております。私どもの状況でいきますと、やはり65歳以上の高齢の方で、何とか働いていたんだけど、病気とかけがで働けなくなったという方、また無年金の方で、失業した後の生活の維持が困難になったというようなこともございます。それから若い方ですと、やはり病気とか障害によって収入が途絶えたというようなことで生活保護の申請がある、そういったケースでございます。

それから、病気の中には精神的な病気ではなかなか就労を続けていく、コミュニケーションがうまくとれなくて、職場で関係がうまくとれないというようなことでやめざるを得ないという

ようなことも相談の中にはあります。そういった状況でございます。

#### ○5番（下村一郎君）

再質問をさせていただきます。

今後、愛西市の場合も合併特例債を相当使っていかざるを得ないというような状況がございまして、前にもちょっと申し上げたことがありますけれども、いずれにしても、国が約束を今のところは守ってくれているかなという感じはするんで、その面でも、約束をきちっと守ってもらうようにしてもらいたいなあという気はします。

そこで、この問題についてはおきまして、二つ目の質問の耐震改修の問題でありますけれども、市としても、おとといでしたか弥富で、マンションについての申し込みを避難所としてお願いしたいということと言ったけど、なかなか大変だというようなお話が書いてありましたが、それで努力をしていくということでもあります。愛西市としても、現在、アンケートをやって折衝をされておるとは思いますけれども、避難所の確保ということは非常に重要です。そういう面で、地域で確保できるということについては、市としてもやはり力を入れて応援もして、また援助もしていくということじゃないとだめではないかなという気がするんです。

私が質問をさせてもらったのは、実は私どもが行った市民防災アンケートで、佐屋地区の何人かの方がくいな公民館をぜひ避難所にしてもらいたい、西小学校まで行くには遠いと。たまたまくいな公民館は標高が高いところですので、2階は十分使えるんじゃないかというような要望が寄せられておりました。そこで質問させてもらったわけですが、これはそれぞれの地域で自主防災組織とか、あるいは町内会とかが、ここだったら何とか避難所として使えるなというようなことについては、やはり市の政策として積極的に進めていってもらい必要があるのではないかなというふうに感じるわけでありまして、その点、力を入れていくべきだと思いますが、お伺いしたいと思います。

それから、生活保護の関係ですけれども、最近の数字からいくと、やはり急激と思えるほど伸びてきているなあという気がします。先ほどの答弁で、都市部の場合はリーマンショックというようなお話がありました。もちろん愛西市もあると思いますけれども、65歳以上の方々の病気やけがで、あるいは無年金というのは非常に深刻であります。また若い人でも、最近の精神病的な方の問題はますますひどくなってきているなあという感じがするわけでありまして、一般的には生活保護は甘やかされておるとか、生活保護をもらいながら喫茶店におったとか、パチンコをやっておったとかというような話もたまに聞きますけれども、多くの人は非常に今厳しい。シルバー人材センターでちょっとお伺いしたところ、65以上の方がしょっちゅうお見えになる、仕事はないかと。だけれども、仕事がないと、シルバーとしても、というようなお話もあるわけでありまして、非常に今の状況は厳しい状況だと思っております。その点で、この対応として担当課の方ではこういう皆さんの声をどのように考えているか。やはり相談者の立場で考えてもらいたいと思いますが、この点についての御見解をお伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

2点目の御質問でございますけれども、議員が申されますように、当然、集会所、公民館と

というのはその地域の住民の皆さんが利用される、いわゆる公共性の高い施設ということはよく理解しておりますし、また当然、いざ災害が発生すれば、その地域の仮の避難所、第1避難所というような位置づけもできるというふうに私どもも思っております。そして、ちょっと調べてみましたところ、愛西市内に集会所とか公民館は幾つあるだろうというふうに手法を変えて調べてみましたところ、96カ所ありますね。これは自治会が自己の所有として管理してみえる、そのような地区がそれぞれあるわけですけれども、その96施設の中に、56年5月末以前、いわゆる耐震補強が必要な施設まで、ちょっと私自身も今調査はしていないので何ですけれども、議員が申されたように、そういった観点から整理をしますと、当然そういったような取り組みも必要ではないかなあというふうに考えております。ですけれども、一度これは近々に総代会の連絡協議会というのがありますので、公民館を管理される総代さんの方へも御意見等をお聞きした上で、確認をさせていただいた上で検討をしていきたいなということで、きょうのこの段階ではこうした考え方の回答とさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

相談者の立場で考えていってほしいということでございます。私どもは生活保護に関する実施方針のケースの分類基準というのを持っております、それぞれ日常生活、あるいは態度等に問題がある世帯などでは頻繁に訪問をさせていただくと。それ以外に安定しているところについては少し訪問を控えると。控えるということとあれですけれども、そういったきめ細かく分類をしております、状況に応じて面接をさせていただいて、それぞれ指導をさせていただいておるのが現状でございますので、今後も、確かに就職等の一面をとってみましても、先ほどのシルバーではありませんけれども、ハローワーク等に出かけてもらったりなんかしておりますけれどもなかなか就職につながらない、そういった部分もございますけれども、根気よく寄り添っていけるような形で進めていきたいと、そんなことを思っております。

#### ○議長（大宮吉満君）

大分時間もたちました。ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時25分からといたします。よろしくお願いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○13番（真野和久君）

それでは、3款1項2目の老人福祉費の包括センター関連費について質問いたします。

先ほどの質問でもありましたので、そこに重複しないような形の質問をしたいと思いますが、先ほどの説明でもサブセンターは3人体制ということでしたが、それはそういう形でのよろしいですかね。それと同時に、佐織のセンターと佐屋のセンターの二つになるわけですが、現状の

佐織のセンターの人員配置と、それから今後、来年度からの佐織センターとサブセンターのそれぞれの人員配置、人数等について、まず伺います。

○福祉部長（加賀和彦君）

現状でございますが、常勤職員が8名と、非常勤職員は時間数が限定されておったり、曜日が少なかったりということで、小数点をつけさせていただいておりますが、1.9人ということになっております。

それから、来年度以降の関係ですけれども、佐織の包括支援センターは常勤職員が7人と非常勤が1.6人、サブセンターは常勤が3人と非常勤が0.8人、そういった配置を考えております。

○13番（真野和久君）

基本的には、佐織から常勤の方が1人佐屋の方へ移って、あと足りないところを補強する形になるという形なんですね。わかりました。

業務的には、基本的に佐屋は立田・佐屋の地域の個別の相談を受けると。佐織センターの方では包括的な、全体的なことを見るという話でした。現状では、佐織のセンターの方にすべての4地区の方が基本的に相談するという形になっている。実際には、多分支所の方で対応されている方も多いと思いますけれども、その点、今後のそれぞれのセンターへの相談について、支所との関係とか、その点はどういう形になるのでしょうか。佐織、佐屋にそれぞれ行ってくれという話になるのか、あるいは支所の方でも基本的に対応しながらやっていくのかについてお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

こういった相談等につきましては、最初の窓口はやはり包括センターというわけにはまいりませんので、支所ですとか、出張所も含めましていろんなところに施設もありますし、ケアマネジャーさんたちの活動もございます。どこへ最初の相談が行くということはわかりませんので、私どもとしては今回2地区に分けるということもありますけれども、そういったいろんなところと連携は密にとっていきたいと、そんなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

皆さん質問されましたので、残りの部分及びちょっと一步踏み込んだ質問をさせていただきたいと思います。

議案第45号の人件費についてお伺いをしたいんですが、せんだって、人件費がどうなるかという説明の中で、退職者及びこれから23年度の中途退職者が3名あるというお話があったわけですが、この7名の退職者の退職の理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、ふるさとづくり事業推進助成金についてですけれども、利用がふえていくということは大変よいことだと思いますが、地域的にこの4地区、利用の偏りがあるのか、その傾向的なものについてお伺いをしたいと思います。

それから、確定申告事務従事者派遣委託料についてお伺いをしたいと思います。

これは、一般質問でまた公契約について改めて質問をいたしますが、こうした派遣委託をする場合、この派遣職員の雇用条件についてまで確認をしているのか、確認をしているのならば、どのようなところまで確認をしているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、次に救急医療キット配付委託料についてお伺いをしたいと思います。

こういった配付をされることはいいことなんですけれども、利用されずに放置されるケースもいろいろあるわけですが、今回、この救急医療キットを配付されて、シルバー人材センターは配付をするのみなのか、その後きちんと利用をされるための動きというか、そういったものをどうされるおつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、包括サブセンターについてお伺いをしたいと思います。これは後々新庁舎ができたときには、旧佐織の方をサブにするというお話ですが、この佐織の庁舎のどこの部分、耐震ができていない部分を御利用になるのか、将来的に佐織庁舎の利用状況についてどうしていく予定なのかをお伺いしたいと思います。

それから、先ほどちょっと聞き逃したかもしれませんが、地区割りということで、佐屋・立田地区、佐織・八開地区に分けるということですが、どちらを利用してもよい状況になるのか、もう一度御説明をいただきたいと思います。

それから、生活扶助費についてですが、私、先ほどからどういった方が愛西市において生活扶助を受けているかというところで、自然発生的なものが多いんじゃないかなど。あと高齢者とか、先ほどお話があったように、精神的な問題とか、あとは母子家庭とか、いろんな問題があると思いますけれども、自然増というか、そんな気がしております。その中で、私はせんだって、前回の議会の中でも、大人になってからの発達障害の問題を取り上げてきました。こういった生活保護の相談があったときに、やっぱり精神的な疾患とか、そういった健康上の問題とか、そういったところが適切な機関に導かれているのかなということは大変疑問に思っているわけですが、こういった生活保護の御相談があったとき、そういった問題を抱えられているときにどのような手だてをとっていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず、1点目の人件費の関係で退職の理由はということで、先ほど議員の方から、退職者は7名という話が出ておりましたが、7名ではございませんので、一般会計補正予算の一番最後の付表の方に7人という数字が出ておりましたけど、そのうち2人は特別会計の異動者が入っていますので、実質的には、ちょうどこの補正予算を作成時の段階で5名、ことしになって退職者の申し出があったわけでございますけれども、その理由につきましては、本人からの自己都合の退職ということで願いが出ております。当然慰留はしましたけれども、本人の意思がかたいということで、それぞれ受理をさせていただいたというものであります。

それから、ふるさとづくり事業の4地区の状況でありますけれども、先ほど申しあげましたように、11月30日時点で一たん整理をさせていただいております。佐屋地区が金額にいたしまして1,402万4,000円です。それから立田地区が140万5,000円、八開地区からの申し出は11月30

日時点ではありません。佐織地区が954万3,000円ということで、合わせて2,497万2,000円、件数的には佐屋地区が44件、それから立田地区が9件、佐織地区が21件と、今年度についてはそんなような申請状況になっているのが現状でございます。ただ、あと4ヵ月ほどありますので、それぞれの地区から、ないところもそういったケースが出てくるかもわかりませんので、そういった対応として今回補正をお願いしたという状況でありますので、その点お願いしたいと思っております。

それから、確定申告事務の派遣委託ということで、今回補正をお願いしておりますけれども、議員の方から、派遣に関する雇用条件を確認しているのかという御質問でございますけれども、当然この予算を計上するに当たって派遣を受けるという前提の中で、そのような雇用条件的なものは確認をしつつ、今回予算計上に当たらせていただいておりますというのが現状であります。そして、今回、その時間的な積算につきましてもそうですけれども、人材派遣会社から来ていただくことで社会的なことも変わってくるわけでありまして、そういった状況がどうなっているかという部分も含めて、それなりに確認を担当課の方でしておることによって理解をしております。よろしくお願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、救急医療キットの配付の関係ですけれども、御指摘のように、利用されなければ意味がございませんので、私どもとしてはシルバー人材センターの方に配付を委託するわけですが、その際にも説明はきちっとしていただくようお願いをしようと思っておりますし、また、民生委員さん等が回っていただく機会がございますので、そういったときにも配付リスト等をお渡しいたしまして、確認をしていただく予定をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、包括サブセンターの関係でございますけれども、新庁舎統合後の佐織地区のどの部分かということですが、まだどこに入るかということまでは決めておりませんので、今後の課題というふうに考えております。

それから、地区割りでどちらを利用してもよいかということですが、一応目安として、先ほど申し上げたように地区割りをしておりますが、境界線上にお見えになるとか、何かの御都合で別のところがいいとか、そういう話も相談に応じていきたいというふうに思っております。

それから、生活扶助費ですけれども、自然増ということでございますが、単身世帯がやはり圧倒的に多くて、その中で高齢者のひとり暮らし、それから障害をお持ち、それから病院に通ってみえる、そういった方が圧倒的に多いわけですが、いずれにいたしましても、最初申請等がありますと、傷病等の理由で働けない方ですとか、そういった方がお見えですと、お医者さんの方に診ていただきまして、医師の意見書をいただくことになっております。そういった意見書をもとにしまして、治療が必要な方は治療を受けていただきますし、そういったいろんな方の御意見を聞きながら、それぞれの対応に当たっているところでございますので、よろしくお願いいたします。

### ○3番（吉川三津子君）

1点ちょっと答弁漏れがありましたが、生活保護の申請があったときに、こういった精神的な問題とかそういった場合、そういった機関につないでいるのかどうかというところの答弁が漏れていたと思いますので、また後で御答弁をいただきたいと思います。

あと、中途退職者についてお伺いをしたいんですけども、公務員という、今、結構人気がある職業で、それにもかかわらず5名の退職者が出るということなんですけれども、自己都合ということですが、年齢的にどういった年代の方が退職を望んでいらっしゃるのか、また、ほかの職業につきたいという望みとか、いろいろお持ちと思いますが、男性、女性、そして年代的にどうなのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、ふるさとづくりの関係については、やはり農村地域での利用が少ないのかなというふうに思っていますけれども、これは農協の関係とか、いろんなほかの活動がありますので、そういったところで満たされているのかもしれないなと思いますが、こういった数字的な傾向があるところということを踏まえて、また啓発活動の方をしていただきたいと思います。これは要望です。

それから、総務関係については、また委員会の中でお聞きいたしますけれども、先ほど生活扶助費の関係で再答弁を求めたわけなんですけれども、最近私は、この愛西市の中で引きこもりの問題がかなりあるなということを感じています。それは多分、市のデータとしてお持ちでないような分野ではないかなというふうに思っておりますけれども、その辺について、こういった方たちが将来的にお仕事もせず、お父さん、お母さんの収入で生活されていて、仕事もなくて引きこもりという御家庭で悩んでいらっしゃる方に最近何件かお会いしているわけですが、その辺の実態をつかんでいらっしゃるのか、それに対して何らかの措置をされているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど最初の答弁で漏れておりました精神疾患の関係でございますが、こちらにつきましても、そういった訴えがありますと、医師等に診ていただきまして、そういった意見を参考にいろんな対策を立てていくという状況でございます。また、他方他施策の活用ということもございますので、そういう面からも何らかの援助を受けられるとか、そういうことがないかということはいろいろ調査をさせていただいているところでございます。

それから、引きこもりの関係ですけれども、確かに現実どこにどういった方が引きこもりの状況かはまだつかんでおりません。現実には、例えば家族で虐待の問題があって、その御家庭をいろいろ聞き取りしていく中で若い方で引きこもりの方が見えるだとか、そういった別の事案でもってかかわっていくことはございますけれども、直接そういった人数を把握している状況にはないのが現実でございます。今後、障害者の制度そのものが変わっていきまして、今までは体の状況ですとか、知的な状況で手帳が出ていたわけなんですけれども、これからは社会生活を営めるかどうかということで判断をしていくというようなことも言われておりますので、そういった状況も見ながら、引きこもりについては対応していきたいなというふうに

思っております。

○総務部長（石原 光君）

それでは、退職者の再質問についてお答えをさせていただきます。

5名の内訳につきましては、男性が3人、女性が2人と。議員の方からもお話がございましたように、第2の人生設計といいますか、そういった志をお持ちになった方もお見えになります。年代的には20代、30代、こういった方が主であります。お1人40代の方もお見えになりますけれども、そのような状況であります。

○議長（大宮吉満君）

次に、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第45号についての質疑を行います。

一つは、14ページの確定申告事務従事者派遣委託料ですが、確定申告については、今後とも4庁舎で行うということになりました。そこでの職員体制、今回は派遣という形で職員の補充を行うわけですが、税という個人情報扱う仕事において、できるだけこういうことは避けるべきだというふうに思っておりますが、それについての考えと、それから4庁舎それぞれの職員の体制はどのように考えられておるのか。

それから22ページですけれども、公務災害補償等共済基金損害補償の負担金ですが、説明では、東日本大震災で消防団員を253名失い、約200億円が必要ということでの補正であります。掛金の引き上げ幅、また単年度なのか、継続されるのか。また、団員の補償額は幾らなのかについてお尋ねをいたします。

○総務部長（石原 光君）

まず、今回の人材派遣の関係で、確かにそういった大事な個人情報のものを取り扱うということで御心配をいただくということは当然のことだというふうに思っております。そして、一つ御理解をいただきたいのは、今回、こうしたケースに取り組んだということは、一つは混雑というものを解消したいと、そしてスピーディーな申告会場の中で、先ほどの混雑の解消というものもありますけれども、そういった体制をとっていききたいと。それともう一つ、職員体制、旧4カ所に戻してもとどおりやるということは、それだけの応援職員も当然お願いをしていかなければなりません。大体、来年の申告でも60名ぐらいのスタッフのローテーションを組んで対応する形になると思います。当然ながら、その応援職員というのは、日常的に自分の業務を持っている傍らでそうやって申告に従事をしていただくという形をとるわけで、近々見えておきますと、やはり申告会場での混雑、待ち時間、そういったものに対しての苦言が相当職員の方へ出ているようなことを承っております。

そしてもう一つは、今回こういった人材派遣を取り入れて混雑を防ぐ、あるいはスピーディー化をすると。当然、これは入力作業だけの専門分野の形でやっていきたいなという考えを持っておりますけれども、いずれにしても、こうした人材派遣を取り入れた体制をとっていかなければならないという状況も一方ではあるということも御理解をいただきたいというふうに

思っています。そんなようなことで、今回こうした形でお願いをしたというのが経緯でございます。

それから、職員体制の関係でございますけれども、ちょっとごめんなさい。また後で担当課長の方がお答えできればお答えできると思っておりますけれども、従来とそれぞれ4庁舎の体制は変わりありません。トータル的には60人前後の応援職員で対応をするわけでありましてけれども、例えば佐屋庁舎、佐織庁舎、立田庁舎、八開庁舎、従前のような職員体制をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、団員の公務災害補償等共済基金損害補償額の増額について説明させていただきます。

先ほど加藤議員、253名ということでありましたが、議会初日につきましては、これは9月のデータでありまして、現在、11月までのデータということで訂正させていただきますと、現在は254名の団員が殉職されております。それで、この254名の方に対しましての基金の増額でございますが、従来は基金につきましては、団員1人当たり1,900円を当初では支払っております。団員1人当たり1,900円で385名に対して73万1,500円の当初予算でございましたが、今回は1人当たり2万2,800円の増額ということで、385名で877万8,000円の補正をお願いしております。この補償額であります。死亡した団員に一時金といたしまして、1人当たり2,230万、また年金としては310万の見込みでございますが、この年金の310万につきましては、勤続年数10年未満の分団長で、扶養家族が妻及び子2人の場合とした金額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

まず、1点目の確定申告の人材派遣ですけれども、それぞれの庁舎の体制がわかりましたら、答弁いただきたいと思っております。

それから、今の総務部長の答弁で、人材派遣の方にやっていただく仕事として、確定申告の中でも入力関係という説明がありましたが、職員の方が住民の方とお会いして、確定申告の書類をつくっていくわけですが、そういう対面の仕事とまた裏方的な入力の仕事とありますが、そういう使い分けをして配置するのか、また何名をどのように配置されるのかについてもお尋ねをしたいと思います。

それからまた、答弁の中でも、個人情報についてはできるだけ職員で対応する方がいいということですが、今の職員体制の中で苦情が出ないようにするために補充をしていくということですが、定員管理の関係なんかもそういう背景としてはあるのかどうかについてもお尋ねをいたします。

それから次に、消防団の公務災害補償の関係ですけれども、掛金の上げ幅が大変多いんですけど、単年度だけなのかどうかについての答弁もいただきたいと思っております。以上です。

#### ○税務課長（大鹿剛史君）

今回の人材派遣の、まず業務内容について補足で御説明をさせていただきます。

部長の方から入力業務というお話がございました。今回、私どもが想定しておりますのは、本庁舎の申告会場において、面接は税務署員が行います。税務署員が面接だけに特化して、その面接をされた内容については、電子申告において派遣社員の方に入力をしていただくと。そうすると、4名から5名の派遣社員を13日間雇用する予定でおりますけれども、1人の税務署員が内容をつくったものをすべて入力だけ派遣社員でやっていただくという考え方であります。

各4庁舎の申告会場においては、従来どおりの人数体制を確保して、通常面接業務を行っていくと。したがって、税務署員が面接をするというのは、比較的軽易な医療費控除とか、そういったとにかく短時間で処理ができる方々を受け付けの段階でそちらに回して、とにかく件数をさばくといった点で人材派遣の委託をかけるということを考えております。以上です。

**○総務部長（石原 光君）**

定員管理の背景というような御質問をいただきましたけれども、例えば税部門の定員管理、何十人と。例えば30人、あるいは20人という定員管理を策定しても、この4地区でやる以上は、それをつくったからといって解消はされないというふうに私自身は思っています。まず御理解をいただきたいのは、地域性というのもあると思います。例えば、津島市がこういったような体制をとっているかと、そうじゃありません。これは旧4町村の地区地区の地域というものがある中での一つの特色ではなかろうかなあと。ですから、当然定員管理的な部分も、税部門としての定員管理はつくっていかねばなりませんけれども、それができたからといって、それで今のこういった状況が解消されるというふうには思っておりません。

**○消防長（横井 勤君）**

この負担金につきましては、今年度限りとされておまして、単年度でございます。なお、今回の追加掛金に係る市町村の負担全額については、特別交付税による財源措置を講じる予定というのが、8月10日付の事務連絡で消防庁防災部防災課より来ております。

**○議長（大宮吉満君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第46号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・議案第46号：平成23年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

今回の事業勘定の2款1項の療養給付費に関してであります。今回、一般の方で3億5,000万、退職の方で5,000万の補正ということで、ほぼ当初予算の1割ぐらい給付費がふえる

ということになるんですが、まず考えられる要因について説明をお願いします。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、真野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最近、高齢化、それから技術の進歩による医療の高度化及び医薬業務の分業が進んだということによりまして医療費が増加をいたしております。また、病院にかかりやすい環境にも恵まれているといったものが要因になっているというふうに考えております。

愛西市の国保におきましては、一般被保険者療養給付費の最高の伸び率が7月で前年対比として7%強になっております。これに従いまして、この先、流行性の感冒等が出てくるのではないかという見込みも含めまして給付費の増加、一般で3億5,000万円をお願いをいたしております。同じような考え方で、退職被保険者の療養給付費につきましても5,000万円ほどをお願いをいたしております。よろしく申し上げます。

○13番（真野和久君）

今説明があったような形の医療費の伸びというのは、基本的には突然今年度起こったわけではないので、そういう意味では、当初予算の中でも一定の見積もりは当然入っていたと思うんですね。そういう中でこれだけ大きな伸びがあったということは、やはり何らかの要因等があったのではないかと思うんですが、そういったものについて調査をされていないのでしょうか。

○市民生活部長（篠田義房君）

細かいといいますか、先ほども御答弁の中で申し上げたんですが、対前年と比較をいたしまして伸び率がこれだけあるということで、その伸び率で補正のお願いを見込みということできさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

レセプト点検業務委託についてお伺いをしたいと思いますが、この業務の内容及び委託先について御説明いただきたいと同時に、今までソフト開発とかいろいろ予算がとられてきていると思いますけれども、今までどれぐらい市の方がレセプト点検について投資をしてきたのか。それによって得られた効果は何だったのか、お伺いしたいと思います。

○市民生活部長（篠田義房君）

吉川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

4点ほどお聞きになったかと思うんですが、まず1点目は、レセプト点検についてでございますけれども、保健医療機関または保険薬局から審査支払機関を通じて提出されました診療報酬、調剤報酬明細書が保険者の方へ正しく請求されているかどうか点検する業務でございます。国民健康保険法及び診療報酬明細書点検調査事務処理要領に基づきまして医療費の適正化を図るというものでございます。

それから、どこに委託をしているのかということでございますが、株式会社ニチイ学館に委託をいたしております。

3点目に、投資した額はというお尋ねでございますけれども、平成17年度から平成23年度までの総額で約3,208万円ほどとなっております。

それから、点検の効果についてもお聞きでございますが、これにつきましては、過誤調整、それから再審査請求を行い、無駄な医療費の支出を抑制するために非常に有効な点検であり、医療費の適正化に資する重要な点検業務であるというような、こういった業務委託で医療費の適正化に努めることができた、そういった効果があるというふうに思っております。

○3番（吉川三津子君）

具体的に、株式会社ニチイの方にどういった作業の委託なのか、お聞きしたいということと、このレセプトが先ほど効果がある仕組みなんだというお話はあったんですけども、愛西市において体感的にどのような効果があったというふうにお思いなのか、お伺いをしたい。

そして、あわせて先ほど真野議員から質問がありましたが、これだけ給付金の方がふえているのに、何が原因だったかという分析が結局されていないというふうに思うんです。実績がこうだったから、これだけ必要なんだと。やっぱりなぜふえたのかという原因を突きとめて、それに対して対策を立てていかないと、ふえる一方だと思うんですね。これが何らかの努力で減らせるものであれば減らさなければならないという点から、やっぱりこれだけふえたことに対しての原因をしっかりと究明すべきだと思いますが、その点についてお考えをお示しいただきたいと思います。

それから、先ほどからレセプトのことをお話しさせていただいていますが、かなり国保の事務の仕事において、国保連への委託事業がかなりたくさんあるわけで、市町村の国保の仕事って一体何なんだろうと不思議に思うことがたくさんあるわけですけども、今、国保の仕事の中でどういったものが国保連に委託をされていて、市町村の仕事はこういったものになっているというような、そんな簡単な御説明もしていただきたいと思います。

○保険年金課長（石黒貞明君）

レセプト点検の内容でございますけれども、被保険者の資格の点検、それと縦覧点検、そして交通事故等の第三者行為等の把握、診療報酬請求点数の検算等の中身でございますけれども、それが重要な点検項目となっております。

それと、実際的なレセプト点検の体感的にどう思うかということでございますけれども、これにつきましては、具体的な効果ということで、手元の資料でいいますと、平成17年から22年度までの具体的実績でございますけれども、総レセプト枚数約164万件に対しまして、実際に過誤調整、再審査した枚数でございますけれども約9,000枚。金額にいたしまして約3,750万円ということで、医療の適正化に努めさせていただいております。

あと分析がされていないということでございますけれども、過去に特定健診絡みでございますけれども、医療費が伸びておるということで、生活習慣病と言われる高血圧、糖尿病、脂質異常症の受診率及び費用額が高くなっているということで、その合併症に伴います脳血管疾患、心疾患、人工透析等、これらのものが高額な費用ということで、医療費の増になっておると思っております。

そして、医療費の増についてでございますけれども、国保サイドとしましては、特定健診の受診率を向上させるのが一番ベターではないかなあというふうに現状では考えております。よろしく願いをいたします。

○3番（吉川三津子君）

全体の国保連と市町村の仕事の役割というか、分担がどうなっているかという点について質問いたしました。

○保険年金課長（石黒貞明君）

国保連合会につきましては、各医療機関の方からレセプトが行きますので、その中で、うちの方からも資格情報を連合会の方へ報告しておりますので、資格のチェック、検算等が主な内容でありまして、それに基づいて各保険者の方へ毎月医療費の請求書が届くということでございます。あと、市町村のレセプト点検の内容でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、中身の検算とか縦覧点検、約3ヵ月スパンで検査をしますけれども、1人の被保険者の方が3ヵ月の間に同じような項目で検査をしていないのかとか、診療日数に見合った検査回数等の妥当性等を点検させていただいております。よろしく願いをいたします。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第47号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・議案第47号：平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第48号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・議案第48号：平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第49号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第49号：平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第50号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第50号：平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・請願第1号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・請願第1号：子ども医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、16番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○16番（榎本雅夫君）

請願第1号：子ども医療費無料化の拡充を求める請願について質問をいたします。

この請願の趣旨につきまして、私も若い世代のお母さんから以前相談を受けまして、平成22年の改選後の初の6月議会におきまして、中学校3年生まで拡大してほしいとの一般質問をした経緯があります。そのときの答弁は、小学校6年生まで拡大されたばかりということで、引き上げた場合は8,520万かかると、財源が厳しいということでありました。

そこで、紹介議員にお聞きいたします。

財源についてどのように考えてみえるのか。

2点目としまして、この請願趣旨の中にありますけれども、今後、6自治体を実施される予定であるということでもありますけれども、どこの自治体か、この2点についてお聞きいたします。

○5番（下村一郎君）

ただいまの榎本議員の質問にお答えさせていただきます。

財源についての考え方がございますが、8月1日現在で2,137人の中学生がおります。小学校1年生から6年生までの1人当たりの現在の助成額が2万5,263円かかったようございま

すので、同じ数字を掛けさせていただくと5,398万円程度はかかるという数字になります。これは、中学生になると病気が少なくなるのではないかというお話もありますので、これより少なくなる可能性もありますけれども、この程度の費用はかかるのではないかと。財源的には、愛西市の現在の財政状況からいって、これは、せんだって監査委員さんの基金残高などの資料もいただいておりますけれども、そういう点から考えてもやっつけていけないのではないかというふうに思います。例えば、よく話に出ます愛西市よりも財政力の弱い新城市もやはり中学3年生まで助成をしているということからいっても、可能性はあるというふうに見ております。

二つ目の関係ですけれども、今後の実施予定の6自治体ということでございますが、事前に、きょう資料をお配りさせていただきました。この資料以外に、赤にしているところが中学校3年生までの助成自治体ということでございます。そのほかに一宮市、犬山市、豊川市、北名古屋市につきましては、助成はするんですけれども、一部負担があるということでございます。この資料に入っていないところで、来年4月からこの地域で蟹江町と大治町、そして三河の蒲郡市、知多の知多市も実施されるということでございます。

以上、実施予定の6自治体は、そのほかに瀬戸市と東郷町、東郷町は18歳年度末、また飛島村も18歳までということでございまして、請願にあります37自治体プラス6で43自治体。ということは一応合うこととなります。私がつかんでいない自治体もあるかもしれませんが、その点はあしからず御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、15番・日永貴章議員、どうぞ。

**○15番（日永貴章君）**

子ども医療費無料化の拡充を求める請願書につきまして、紹介議員の方に簡単に質問をさせていただきます。

請願項目の2点、それぞれが実施された場合、愛西市においてどのような効果が期待できると考えてみえるのか、お聞きいたします。

**○5番（下村一郎君）**

日永議員の質問にお答えさせていただきます。

1項目めにつきましては、愛西市が少子化の中で子育てに支援をしていることが子育て世代に理解されるというようなことが言えると思っております。リーマンショック以来の厳しい経済情勢の中で医療費の心配なく子育てができることになるということが言えるわけでありまして、ぜひとも早急に助成を市として行っていただきたいなと思っております。

また、この意見書の要望でございますけれども、愛知県が中学校3年生までの入院費の医療無料化の助成をしてくれることによって市の負担が半額で済みました。政府も、子宮頸がんなどの予防注射の半額を負担してくれているようでありまして、そういう意味で、国がこのような制度を実施していただくなれば、愛西市の財政負担も助かるわけでありまして、愛西市も含めて多くの自治体が政府に要望することが大事ではないかというように考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○15番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございます。今、紹介議員さんの答弁ですと、少子化対策にもなるということでございますが、そもそも現状やっている子ども医療費の無料化の範囲内で、やっていなかったときと効果があったと紹介議員の方は考えてみえるのかということがまず一つ。

もう一つは、この医療費無料化の根本はどういう目的でやられていると思ってみえるのか。この現状の無料化の範囲で、その目的はどのように果たされるという効果を見ていらっしゃるのか。請願項目の2点目の件は、私もそもそも子供の医療費無料が各自治体によって競争するように拡充することはよろしくないことであって、国自体がやらなければならない政策だと思っておりますが、その考えをどう思ってみえるのか、3点について質問させていただきます。

○5番（下村一郎君）

難しい質問ばかりで、紹介議員がしっかり理解しておるかどうかわかりませんが、もし間違っておったら、途中で声をかけてください。

やっていなかったときとやったときとの違いということでございますけれども、これは多分父母の方々が助かったということをおられるというふうに私は思います。

愛西市としてどうかということになると、これはちょっと難しい問題ですけれども、いずれにしても、子を持つ親さんたちの医療費負担が減ったということが大きな利益ではなからうかと思えます。医療については、根本的な考え方としては、すべての国民が医療費が無料という格好になればいいというふうに私は考えておりますので、そういう点でやっていっていただくといいんじゃないかなというふうに思います。国によって医療費が一切かからないというところもありまして、その面では大きな状況になると思えます。

○15番（日永貴章君）

最後の件は、この請願項目の2点目の件なんですけど、私もこういう施策は国がやるべきであって、自治体が競争するようにやることはよろしくないというふうに思いますが、いかがですかという質問です。

○5番（下村一郎君）

先ほど2点目でお答えしたように、国がやるべきだという考えでございますので、全く一緒でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・委員会付託について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第36号、議案第38号から議案第50号、請願第1号、陳

情第14号から陳情第17号、陳情第19号、陳情第22号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（大宮吉満君）**

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月8日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時20分 散会

